

令和4年3月

各 位

大阪広域水道企業団 熊取水道センター

熊取町所管の道路等における占用許可代理申請事務の廃止について

令和4年4月1日より給水装置工事を施工する際、熊取町が所管する町道等(法定外公共物含む)の占用許可における代理申請の手続きが廃止となり、直接、熊取町道路公園課に申請していただくこととなりましたので、お知らせします。

なお、大阪府岸和田土木事務所が所管する道路占用許可申請等については、引き続き本センター所長名での代理申請が必要となりますので、よろしくお願いいたします。

- ※1 占用許可申請書及び占用料免除申請等の申請者は当該給水装置の所有者名にて申請して下さい。
- ※2 熊取町所管の道路であっても、将来帰属され、熊取水道センター所管となる水道施設に関する申請については、本センターからの代理申請が必要となります。
- ※3 給水装置工事の着手前に占用許可書の写しを熊取水道センターに提示して下さい。(こちらでコピーを取らせていただきます)